

公益財団法人いわて産業振興センター財産管理規程

平成 25 年 3 月 27 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター定款第 6 条よる財産の管理方法について定めることを目的とする。

(財産の種類)

第 2 条 公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)が管理する財産の種類は、センター定款第 5 条に定める基本財産、基金及び運用財産とする。

(財産の管理・運用)

第 3 条 前条の財産は、理事長がセンター定款第 6 条第 2 項に基づく他、次のとおり管理・運用する。

- (1) 基本財産、技術振興基金及び経営安定化基金については、国債、政府保証債、地方債(以下「国債等」という。)、金融機関への預入れ又はこれに類する安全・確実な方法で運用する。
- (2) 国債等の運用にあたっては、その時々を経済・金融情勢に鑑み、元本の回収が確実でかつ現在保有する国債等の債券より高い運用益の得られる可能性のある場合には、満期到来を待たず売買等の方法により高い運用益が得られるよう努めるものとする。
- (3) 運用財産については、国債等又は金融機関への預入れによる運用のほか、理事長が別に定める安全性、確実性を考慮した基準に基づき、その一部を事業債又は財投機関債で運用することができる。
- (4) 理事長は、金融機関への預入れによる運用を行う場合は運用する金融機関の、事業債又は財投機関債による運用を行う場合はその発行元の自己資本比率、株価の動向その他の経営情報について早期入手に努め、常時注意を払うことにより、運用財産の適切な保全に努めるものとする。
- (5) 運用財産のうち借入金を原資として運用し、その収益をもって特定事業を遂行しているものについては、借入先との借入契約等に基づき協議し、承認を得て運用するものとする。

(財産の処分)

第 4 条 理事長は、前条第 5 号の運用財産について借入先への担保に供することができる。

(報告)

第 5 条 理事長は、第 3 条の運用状況を年に 1 回以上、理事会に報告する。

(公開)

第 6 条 この規程は、センターホームページにより開示する。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人に移行登記した日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 27 日から施行する。

参考資料1 処分と担保

	運用	処分	担保
基本財産	○	× ただし、理事会と評議員会の 決議で処分、入担可能	
基金	○		
運用財産(ファンド、高度化)	○	×	○(理事長)
運用財産(その他)	○	○	○

長期債権の禁止規定は盛らない。

担保設定は臨機応変に行うため、理事長権限とした(理事会決議ではない)。

理事会報告は必要。ただし、頻繁に行うものではない。

参考資料2

種別	財産	運用額 (千円)	運用対象債券					運用年限
			国債	政府 保証債	地方債	財投 機関債	事業債	
基本財産		305,000	◎	◎	◎	×	×	20年
基金	技術振興	570,500	◎	◎	◎	×	×	10~ 15年
	経営安定化	644,500	◎	◎	◎	×	×	10年
運用 財産	設備貸与	250,000						10年
	機械類貸与	805,000	◎	◎	◎	◎	◎	
	退職給付	100,000						
	小計	1,155,000	◎は運用可能、×は運用不可					
合計		2,675,000						